

平成 24 年 7 月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成 24 年 7 月 27 日 開会
同 日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

平成24年7月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程（第1号）

平成24年7月27日（金）

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 議席の指定 |
| 日程第 2 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 3 | 会期決定について |
| 日程第 4 | 認定第 1号 平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 2号 平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 議案第 9号 和歌山県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 10号 平成24年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第 8 | 議案第 11号 平成24年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 9 | 議案第 12号 和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて |

会議に付した事件

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 議席の指定から |
| 日程第 3 | 会期決定についてまで |
| 追加日程 | 議長の辞職について |
| 追加日程 | 議長の選挙 |
| 追加日程 | 副議長の辞職について |
| 追加日程 | 副議長の選挙 |
| 日程第 4 | 認定第 1号 平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてから |
| 日程第 9 | 議案第 12号 和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてまで |

出席議員（26名）

2番	奥 山 昭 博 君	3番	磯 崎 誠 治 君
4番	土 井 裕美子 君	5番	西 口 庄 助 君
6番	平 井 俊 哉 君	7番	佐 井 昭 子 君
8番	福 田 讓 君	9番	寺 西 健 次 君
10番	上 野 耕 志 君	11番	小 榧 孝 一 君
12番	大 原 清 明 君	13番	森 本 健 之 君
14番	所 順 子 君	15番	由 良 祥 治 君
16番	中 谷 智代治 君	17番	増 谷 憲 君
18番	高 垣 典 生 君	19番	金 崎 昭 仁 君
23番	柏 木 道 生 君	24番	南 勝 弥 君
25番	大 石 哲 雄 君	26番	岡 本 克 敏 君
27番	森 本 隆 夫 君	28番	塩 崎 伸 一 君
29番	尾 崎 やよい 君	31番	川 勝 昇 君

欠席議員（5名）

1番	山 本 宏 一 君	20番	上 野 諭 君
21番	藤 本 良 昭 君	22番	小 川 猛 君
30番	久 保 隆 俊 君		

説明のための出席者

広域連合長	中 芝 正 幸 君	副広域連合長	木 下 善 之 君
副広域連合長	中 山 正 隆 君	事 務 局 長	小 川 隆 生 君
総務課長	谷垣内 淑 一 君	業 務 課 長	橋 本 勝 志 君
業務課幹	新 田 裕 二 君	総務課補佐	宗 浩 二 君
業務課佐	椎 木 宏 修 君	業務課補佐	桑 原 伸 浩 君
業務課補佐	池 本 收 児 君		

事務局職員出席者

書記長 北川雅祥 書記 五島隆成

午後1時00分 開議

○議長 ただいまから平成24年7月27日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

この際、新たに広域連合議会議員に選出されました議員の仮議席の指定を行います。

このほど、新しく広域連合議会議員に白浜町の南勝弥君、日高川町の柏木道生君、上富田町の大石哲雄君、海南市の磯崎誠治君、有田川町の増谷憲君、古座川町の尾崎やよい君が選出されました。

仮議席は、ただいま御着席の議席と指定します。

日程に入るに先立ち、広域連合長から招集のあいさつのため、発言を求められていますので、これを許可します。

広域連合長、中芝正幸君。

[連合長 中芝正幸君 登壇]

○連合長 はい、皆さんこんにちは。ご苦労様でございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに和歌山県後期高齢者医療広域連合議会7月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かと御多用の中、ご出席をいただき、誠に有難うございます。また、平素は、本会の運営に格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。このたび、県下全市町村長の皆様からの温かいご支援を受け、第4代広域連合長に就任いたしました岩出市長の中芝でございます。

議員の皆様方もご承知のように、後期高齢者医療制度は、平成20年4月から施行しましたが、後期高齢者という呼称や年齢で区分する制度への強い反発が広がり、決して順風満帆な船出ではございませんでした。

和歌山県においては、議員の皆様方をはじめ、歴代の広域連合長のご尽力もあって、現在の運営体制が構築され、制度自体は定着してきているところでございます。

こうした状況の中、現政権は、社会保障と税の一体改革の中に示された具体的な内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年度通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出するとして、現在開会中の通常国会に、改正法案が提出するとされていましたが、関係者との調整がつかず、今後については、社会保障制度改革推

進法案に基づいて「社会保障制度改革国民会議」を設置し、その中で、後期高齢者医療制度の方向性が検討されることになっています。

「国民皆保険制度」が誕生して半世紀が過ぎた今日、社会経済情勢の変化に伴い、医療保険制度も随分様変わりしてまいりましたが、この後期高齢者医療制度については、これまでのような制度変更ではなく、将来を見据え、被保険者の皆様の生活を支えられる「るべき医療保険制度」として構築されるよう強く望むものであります。そのためにも国の動向を注視しながら見守り、今後とも、広域連合を構成する30市町村との連携を図りながら、被保険者の皆様の声を反映していけるように、分かりやすく、しかも安心して利用していただきやすい制度が構築されるように努めてまいりますので、議員の皆様にも力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本定例会にご提案いたしました諸議案について概要説明をさせていただきます。

議案は、平成23年度決算に係る認定事項2件、条例に関するもの1件、平成24年度補正予算に関するもの2件、その他1件の議案についてご審議をお願いするものでございます。

よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。本日はどうも皆様ご苦労さまでございます。

○議長　日程第1「議席の指定」を行います。

今回新たに広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定します。

次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により議長において、14番所順子君、及び24番南勝弥君を指名します。

次に、日程第3「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」との言う人あり]

○議長　御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

○議長　次に、諸般の報告をさせます。

○書記長　ご報告いたします。

平成24年7月13日付、和広第96号をもって、広域連合長から本日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する議案が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。

次に、平成24年2月20日付、和広監第11号、同年3月16日付、和広監第12号、同年4月19日付、和広監第1号、同年5月21日付、和広監第2号、同年6月25日付、和広監第3号、同年7月20日付、和広監第5号をもって、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告が参っております。

写しはお手元に配付いたしております。以上でございます。

○議長 暫時休憩します。

午後1時09分休憩

午後1時10分再開

○副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告します。議長平井俊哉君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長 異議なしと認め、よって、この際「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

「議長の辞職について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、平井俊哉君の退席を求めます。

[平井俊哉君 退席]

○副議長 辞職願を朗読させます。書記長。

○書記長

辞 職 願

この度一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

平成24年7月27日

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会 議長 平井俊哉

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会 副議長 森本隆夫 殿

○副議長 お諮りします。

平井俊哉君の議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長 異議なしと認めます。

よって、平井俊哉君の議長の辞職を許可することに決定しました。

[平井俊哉君 入場・着席]

○副議長 ただいま議長が欠員となっております。

お諮りします。

この際、「議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長 異議なしと認め、よって、この際「議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

お諮りします。

ただいま行うことにして決定しました選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長 異議なしと認め、よって、選挙の方法は、指名推選によることと決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにしたいと思います。

異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長 ご異議なしと認め、よって、副議長において指名することに決定しました。

議長に佐井昭子君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました佐井昭子君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました佐井昭子君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました佐井昭子君が議場におられますので、本席から会議規

則第31条第2項の規定による告知を行います。

佐井昭子君、登壇を願います。

[佐井昭子君 登壇]

○議長 それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

田辺市の佐井でございます。ただいま皆様のご推举をいただき、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会の議長に当選させていただきました。ありがとうございます。不慣れではございますけれども、皆様のご協力をいただき、責務を全うさしていただく所存でございます。議員の皆様におかれましては、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願ひを申し上げます。

○副議長 それでは議長、議長席にお願い申し上げます。

[副議長自席へ、議長着席]

○議長 6番、平井俊哉君。

[平井俊哉君 登壇]

○平井議員 議長を退任するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年7月の定例会におきまして、第6代議長に就任させていただきました。本日、その職を辞するにあたりまして、改めて議員の各位に心から厚くお礼を申し上げたいと思います。私もこれまでの貴重な経験を生かしまして、これからも一議員として、全力で取り組んで参りますので、今後とも皆様方よろしくお願い申し上げたいと思います。1年間本当にありがとうございました。

○議長 報告いたします。副議長の森本隆夫君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、「副議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、「副議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

「副議長の辞職について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、森本隆夫君の退席を求めます。

[森本隆夫君 退席]

○議長 辞職願を朗読させます。

○書記長

辞 職 願

この度一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

平成24年7月27日

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会 副議長 森本隆夫

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会 議長 佐井昭子 殿

○議長 お諮りいたします。

森本隆夫君の副議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、森本隆夫君の副議長の辞職を許可することに決しました。

[森本隆夫君 入場・着席]

○議長 ただいま副議長が欠員となっております。

お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

お諮りいたします。

ただいま行うことにして決しました選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に岡本克敏君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました岡本克敏君を副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました岡本克敏君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました岡本克敏君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をします。

岡本克敏君、登壇願います。

[岡本克敏君 登壇]

○副議長 ただいま選任されましたすさみ町の岡本です。議長をしっかりと補佐し、頑張つてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長 27番、森本隆夫君。

[森本隆夫君 登壇]

○森本議員 6代副議長として1年間勤めさせていただきました。この一年間は皆様方には大変お世話になりました。心より厚く御礼申し上げます。今後は私も一議員としてこの議論の中に参加させていただきたいと存じます。以前に倍してご指導のほどよろしくお願い申し上げまして、退任の挨拶とします。ありがとうございました。

○議長 次に、日程第4、認定第1号「平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第5、認定第2号「平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」の2件を一括議題とし、当局から提案説明を求めます。

○議長 広域連合長 中芝正幸 君。

[広域連合長 中芝正幸君 登壇]

○連合長 ただいま上程されました、認定第1号及び認定第2号の説明の前に、一言お祝いの言葉を申し上げます。

先程から正副議長選挙におきまして、広域連合議会の議長に、田辺市の佐井議員、そして副議長に、すさみ町の岡本議員がご就任されました。お二人のご就任を心からお喜びを申し上げます。

また、昨年7月から議長を勤めていただきました平井議員、副議長を勤めていただきました森本議員に対しまして、広域連合並びに広域連合議会の運営にご尽力いただきましたことに、本席をお借りをいたしまして、心から厚く感謝を申し上げる次第でございます。本当に1年間ありがとうございました。

それでは、上程されました認定第1号及び認定第2号につきましてご説明申し上げます。

認定関係につきましては、平成23年度一般会計及び特別会計の決算について、議会の認定に付するものでございます。詳細につきまして事務局長から説明させますので、ご審議のうえ、ご承認、ご可決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 次に、補足説明を許可します。

○議長 事務局長 小川隆生君。

[事務局長 小川隆生君 登壇]

○事務局長 それでは、平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関し、認定第1号及び認定第2号につきまして、一括してご説明申し上げます。

また、地方自治法第233条第3項の規定による「監査委員の意見書」を添付するとともに、同法同条第5項の規定による「平成23年度主要施策の成果等報告書」も併せて提出いたしております。

議案書の1ページをお開き願います。

認定第1号、平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算でございます。以下、別添の「平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合決算書」に沿ってご説明させていただきます。

決算書2・3ページをお開き願います。

歳入におきましては、17億4,050万3,845円で、対前年度比6.9%の減となってございます。

4・5ページをお開き願います。

歳出におきましては、16億7,808万6,299円で、対前年度比7.0%の減となってござい

ます。

以下詳細について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6・7ページをお開き願います。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金、収入済額 1億 3,850万円は、構成 30 市町村からの事務費分賦金でございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、収入済額 1,063 万 5,800 円は、みなべ町及び上富田町に係る保険料不均一賦課に伴う財源補填として、国がその2分の1を負担するものでございます。

第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金、収入済額 6億 8,080 万 3,000 円は、平成24年度に実施する「被用者保険の被扶養者であった方の保険料負担の激変緩和措置」及び「低所得者の保険料負担軽減措置の実施、均等割9割・8.5割軽減、所得割5割軽減」に伴う財源補填を図るために交付を受けたものでございます。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費県負担金 1,063 万 5,800 円は、みなべ町及び上富田町に係る保険料不均一賦課に伴う財源補填として、県がその2分の1を負担するものでございます。

第4款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金、収入済額 70 万 467 円は、「後期高齢者医療制度臨時特例基金」の原資運用に伴う利子収入でございます。

第5款繰入金、第1項基金繰入金、第1目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金 8 億 3,391 万 6,602 円は、保険料激変緩和措置等の実施のための財源として同基金から繰り入れるものでございます。

第6款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金 6,466 万 7,992 円は平成22年度からの繰越金でございます。

第7款諸収入、8・9ページをお開き願います。第1項預金利子、第1目預金利子、収入済額 9 万 976 円は、公金の管理運用に伴う預金利子でございます。

第2項雑入、第1目雑入、収入済額 55 万 3,208 円は、派遣職員3名分の家賃自己負担分等でございます。

以上で歳入の説明を終わりまして、歳出に移らせていただきます。

10・11ページをお開き願います。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費、支出済額 193 万 8,779 円は、広域連合

議会の運営等に要した経費でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、支出済額1億3,922万1,550円は、広域連合への派遣職員の人事費及び広域連合事務局の運営に要した経費でございます。

主なものは、14自治体からの派遣職員の人事費相当分として、3節職員手当等、4節共済費のうち、地方公務員災害補償基金負担金、13ページをお願いします。19節負担金補助及び交付金のうち、派遣職員給与等負担金を合わせて1億1,053万3,679円、また、事務所の維持管理、改装等に要する経費として、11節需用費のうち、施設修繕料、光熱水費、14節使用料及び賃借料のうち事務所借料、19節負担金補助及び交付金のうち事務所電気代等負担金、事務所改裝経費負担金を合わせ、1,277万3,385円となっており、義務的、固定的な経費として1億2,330万7,064円を支出してございます。

第2目公平委員会費、支出済額2万2,890円は、14・15ページをお開き願います。公平委員会の運営に要した経費でございます。

第2項選挙費、第1目選挙管理委員会費、支出済額5万1,007円は、選挙管理委員会の運営に要した経費で、第2目広域連合議会議員選挙費、支出済額5,181円は、広域連合議会議員選挙を執行した市町村との事務経費でございます。

第3項監査委員費、第1目監査委員費、支出済額15万5,223円は、監査事務の執行に要した経費でございます。

第3款民生費、第1項老人福祉費、第1目後期高齢者医療費、支出済額7億277万5,067円は、保険料負担の激変緩和措置等の実施に伴い、国から交付を受けた補助金等の後期高齢者医療制度臨時特例基金への積立、及び保険料不均一賦課に係る国、県からの負担金を財源とした特別会計への繰出金でございます。

第4款公債費、第1項公債費、第1目利子につきましては、一時借り入れを行うことなく順調に資金繰りを行ったため、支出はございません。

第5款諸支出金、16・17ページをお開き願います。第1項特別会計繰出金、第1目特別会計繰出金、支出済額8億3,391万6,602円は、保険料負担の激変緩和措置実施に伴う財源補填等の財源として特別会計へ繰り出したものでございます。執行率は、99.2%でございます。

第6款、第1項、第1目予備費につきましては、充用はございません。

18ページをお開き願います。

ただいまご説明をさせていただきました歳入・歳出の結果、実質収支は 6,241 万 7,546 円の黒字となっております。

議案書の 2 ページへお戻り願います。

認定第 2 号、平成 23 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算でございます。

以下、別添の「平成 23 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合決算書」に沿ってご説明申し上げます。

決算書 20・21 ページをお開き願います。

歳入におきましては、1,230 億 1,719 万 7,671 円でございます。

22・23 ページをお開き願います。

歳出におきましては、1,225 億 4,246 万 5,769 円でございます。以下詳細について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

26・27 ページをお開き願います。

歳入でございます。

第 1 款分担金及び負担金、第 1 項負担金、第 1 目市町村分賦金、収入済額 200 億 9,041 万 8,576 円は、構成 30 市町村からの分賦金でございます。

事務費分として 4 億 5,938 万 9,000 円のほか、保険給付費の財源となるものといたしまして、市町村において収納した保険料相当分等として保険料等負担金 72 億 5,651 万 4,867 円、公費負担分として療養給付費負担金 99 億 2,308 万 1,540 円、保険料の減額賦課に伴う財源補填として、保険基盤安定制度負担金 24 億 5,143 万 3,169 円でございます。

第 2 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金、第 1 目療養給付費負担金、収入済額 288 億 9,620 万 4,003 円、第 2 目高額医療費負担金、収入済額 4 億 1,956 万 1,127 円は、それぞれ過年度分を含めて保険給付費の公費負担分として、国が負担するものでございます。

第 2 項国庫補助金、第 1 目保健事業費国庫補助金、収入済額 1,437 万 9,000 円は、健康診査実施に伴う財源として受け入れたもので、第 2 目特別高額医療費共同事業費補助金、収入済額 1,124 万 1,757 円は、特別高額医療共同事業に係る支援として受け入れたものでございます。

第 3 目調整交付金、収入済額 111 億 8,967 万 1,000 円は、広域連合間の被保険者に係る所得格差是正分として、普通調整交付金 111 億 6,403 万 1,000 円、人間ドック助成金等の財源として特別調整交付金 2,564 万円をそれぞれ受け入れたものでございます。

第4目保険者機能強化事業費補助金、収入済額 547万 4,000円は、後発医薬品の普及使用促進、市町村で実施する保険料収納対策事業、「和歌山県後期高齢者医療制度懇話会」設置経費に対する交付を受けたものでございます。

第5目災害臨時特例補助金、収入済額 15万 8,000円は、東日本大震災で被災された方の保険料、一部負担金の減免の補填財源として受け入れたものでございます。

28・29ページをお開き願います。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目療養給付費負担金、収入済額 96億 7,952万 468円、第2目高額医療費負担金、収入済額 4億 1,956万 1,127円は、それぞれ過年度分を含めて保険給付費の公費負担分として県が負担するものでございます。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目後期高齢者交付金、収入済額 501億 8,474万 6,000円は、保険給付費に係る国保及び被用者保険の保険者からの支援分として収納したものでございます。

第5款共同事業交付金、第1項共同事業交付金、第1目特別高額医療費共同事業交付金、収入済額 2,973万 3,537円は、全広域連合が共同して行う、著しく高額な医療費の緩和事業の財源として収納したものでございます。

第6款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金、収入済額 140万 934円は、後期高齢者医療給付費準備基金の原資運用に伴う利子収入でございます。

第7款繰入金、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金、収入済額 2,127万 1,600円は、保険料不均一賦課に係る財源補填として、第2目その他一般会計繰入金、収入済額 8億 3,391万 6,602円は、被扶養者及び低所得者の保険料負担軽減措置実施に伴う財源補填として、第3目基金繰入金、収入済額 6億 9,098万 4,000円は、後期高齢者医療給付費準備基金から医療給付費への財源補填として、それぞれ繰入れを受けたものでございます。

その結果、県に設置する「財政安定化基金」からの交付を受けることなく、自主財源を持って対応することができました。

30・31ページをお開き願います。

第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、収入済額 3億 6,335万 9,294円は、平成22年度からの繰越金でございます。

第9款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、第1目延滞金については、収入はございません。

第2項預金利子、第1目預金利子、収入済額 234万 3,770円は、公金の管理運用に伴

う預金利子でございます。

第3項雑入、第1目返納金、収入済額 1,417 万 3,087 円は、保険給付費の請求誤りによる返納金で、第2目雑入については、収入はございません。

第3目第三者納付金、収入済額 1 億 4,907 万 9,789 円は、交通事故等、第三者の行為によって生じた保険給付に係る返納金でございます。

以上の結果、保険給付の財源及び保険料軽減措置の実施に伴う財源補填として、歳入総額の 98.3%にあたる 1,230 億 1,719 万 7,671 円を収入してございます。

以上で歳入の説明を終わりまして、歳出に移らせていただきます。

32・33ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、支出済額 9 億 8,659 万 2,365 円は、被保険者の資格管理や保険料の賦課及び保険給付の管理等後期高齢者医療事務の執行に要した経費で、執行率は、97.0%でございます。

主なものは、医療費通知の送付や構成 30 市町村と広域連合を結ぶ専用回線使用料など 12 節役務費、支出済額 6,341 万 7,023 円、円滑な制度運営を行うため、国保連合会へのレセプト点検等各種業務委託、標準システムの適正運用委託など 13 節委託料、支出済額 2 億 7,777 万 1,492 円、電算機器のリースなどに要する 14 節使用料及び賃借料、支出済額 9,567 万 8,100 円、平成 22 年度に交付を受けた国庫支出金等の精算に伴う 23 節償還金利子及び割引料、支出済額 5 億 4,602 万 5,528 円、返還金の内訳は、国庫への返還分 815 万 9,000 円、市町村への返還分 2 億 6,714 万 9,612 円、支払基金への返還分 2 億 7,071 万 6,916 円でございます。

第2項賦課徴収費、第1目賦課徴収費、支出済額 317 万 3,160 円は、34・35 ページをお願いします。被用者保険の被扶養者であった方の情報突合経費、国庫補助を受けて市町村で実施した保険料収納対策事業への補助金等でございます。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費、支出済額 1,171 億 3,128 万 723 円は、入院、入院外、歯科、食事療養費、薬剤等に要した保険給付で、執行率は、98.1%でございます。

第2目療養費、支出済額 22 億 6,404 万 2,682 円は、一般診療、補装具、柔道整復、アンマ・マッサージ、鍼灸等に要した保険給付で、執行率は、97.0%でございます。

第3目審査支払手数料。支出済額 3 億 987 万 8,880 円は、レセプト審査及び医療機関への支払業務の国保連合会への手数料で、執行率は、96.1%でございます。

第2項高額療養諸費、第1目高額療養費、支出済額 12億 1,145万 8,853円は、医療費の支払額が高額となり、一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付で、執行率は、92.8%でございます。

第2目高額介護合算療養費、支出済額 1億 2,474万 7,214円は、医療費及び介護サービス費の支払額が高額となり、一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付で、執行率は、81.4%でございます。

第3項葬祭諸費、第1目葬祭費、支出済額 2億 6,778万円は、被保険者の死亡に伴い、定額3万円の保険給付を行ったもので、執行率は、97.0%となってございます。

第4項その他医療費、第1目その他医療費、支出済額 311万 5,179円は、昨年の東日本大震災、台風12号で被災された方の一部負担金等の減免に伴うもので、執行率は、43.3%となってございます。

第3款、第1項、第1目財政安定化基金拠出金、支出済額 1億 1,161万 810円は、県に設置する同基金への拠出金でございます。

第4款、第1項、36・37ページをお願いします。第1目特別高額医療費共同事業拠出金、支出済額 2,478万 3,726円、及び第2目特別高額医療費共同事業事務費拠出金、支出済額 8万 6,540円は、ともに国保中央会への拠出金でございます。

第5款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費、支出済額 9,781万 9,723円は、健康診査の実施に要した経費で、執行率は、66.6%でございます。

主なものは、健康診査実施医療機関への健診、国保連合会への健診データの管理等を委託した13節委託料、支出済額 7,780万 5,975円、人間ドック等を実施している19市町村への19節負担金補助及び交付金、支出済額 1,997万 7,208円でございます。

第6款基金積立金、第1項基金積立金、第1目後期高齢者医療給付費準備基金積立金、支出済額 140万 934円は、後期高齢者医療給付費準備基金の運用収入を積み立てたものでございます。

第7款公債費、第1項公債費、第1目利子につきましては、一時借入を行うことなく、順調に資金繰りを行ったため、支出はございません。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金、支出済額 468万 4,880円は、構成市町村において還付未済となっていた保険料の還付に要した経費でございます。

第2目償還金については、支出はございません。

第3目還付加算金、支出済額1万100円は、保険料還付に伴う加算金でございます。

38・39ページをお開き願います。

第9款、第1項、第1目予備費につきましては、充用はございません。

歳出合計の不用額25億8,451万6,231円のうち、24億7,541万3,469円は、款保険給付費に係るものでございます。

40ページをお開き願います。

ただいまご説明をさせていただきました歳入歳出の結果、実質収支は4億7,473万1,902円の黒字となっております。

41ページをお願いします。

財産に関する調書でございます。

財産として保有しているものは、物品及び基金でございます。

物品につきましては、標準システムに係るバッチ処理サーバー及び療養費画像診断検索システムでございます。

基金につきましては、「後期高齢者医療制度臨時特例基金」及び「後期高齢者医療給付費準備基金」の2基金を設置しております。平成23年度末の現在高は、それぞれ11億6,538万8,030円、18億552万1,344円となってございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

この際、ただいま議題となっている2件のうち、まず、日程第4、認定第1号「平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」という人あり]

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」という人あり]

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより、認定第1号を採決します。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 全員起立。ありがとうございます。

全員起立により、認定第1号は、原案のとおり認定することに決しました。

○議長 次に、日程第5、認定第2号「平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

○議長 17番、増谷憲君。

○増谷議員 質疑をさせていただきます。私もこの議会は初めてなものですから、初步的なことを今更聞くのはどうかとお思いであるかも分かりませんけれど、その点ご了承いただきたいと思います。

私は元々、この後期高齢者医療制度には反対でありますけれど、現実に実施されている関係で、少しでも改善できるような立場からいくつかの観点に立って質疑をさせていただく訳ですが、先ず第一点目として、財源構成の問題があります。元々この制度を実施するにあたって公費5割ということで支援金が4割、保険料1割という設定でしたが、しかし現実に実施されてる内容を見ますとですね、公費部分がそれより低いんではないかということで、決算書見てもあると思います。その点ですね、今後心配されるのは現役世代が増えることによって、団塊世代ですか、増えることで一層公費負担がさらに減っていく、その分、他のところで看なければならぬという風になってくると思うのですが、その点見通しを伺いたいのと、2つ目に、やはりその点から言いますと公費負担を引き上げることを求めるべきだと思いますが、特に現役並み所得者に区分された方の分も対象とするよう国に要望するべきでないかと思いますが、この点伺いたいのと、それから保健事業についてであります。元々のこの制度に出発点に当たります老人保健法では、健康の保持がその条文の中に明記されておりましたが、この制度によってそれが無くなり、医療の適正化ということしか明記されていないように思いますが、その点で、保健事業の健康推進は大事だと思いますが、この点については、やはり広域連合でやっていくっていうのは大変無理があると考えます。そういう意味では市町村がやっぱりこの点でバックアップして、それに対する支援をすべきだと思いますが、その点で対応策はどうかということでお伺いさせていただきます。

それから次に、高額介護合算療養費でありますが、これは高額介護合算医療費、市町村によっても差があると思いますけども、医療保険と介護保険の両方サービスを利用して、自己負担の合計額が高額となった場合に支給されるということですが、これまでの高額療

養費は、厚生省通知では、初回のみの申請で、その後発生する高額療養費は申請時に指定された口座に振り込まれるという風になっていますが、高額介護合算療養費は申請しないと返還されないとお聞きしておりますが、もし今もそうであるとするならば、これについても普通の高額療養費と同じように一回申請すれば、後は出来るようにすべきではないかと思いますが、この点どうかということ等を求めて、そして出来るだけそれを分かりやすく周知徹底すべきではないかと思います。

それから次に、保険料の滞納の問題ですが、保険料を1年滞納しているという、所謂被保険者は何人か、それに伴い資格証明書を発行されているかどうかという点、それから短期証を発行件数はどうかという点と、短期保険証発行で問題となるのは、短期保険証が各市町村の窓口に留め置かれて、被保険者の手元に渡っている事例がないのかどうか、その点伺っていきたいと思います。

最後に、医療費の一部負担金の問題ですが、一部負担金の減免対象となる省令第33条第1項の特別な事情の中にですね、新たに特別な事情という項目を加えて、低所得者を対象とする新たな減免制度を設けたらどうかと思いますが、こういうことを含めて答弁を求めます。以上です。

○議長 当局より答弁願います。事務局長 小川隆生君

〔事務局長 小川隆生君 登壇〕

○事務局長 17番増谷議員のご質問にお答えいたします。

5問ございますが、まず、1問目は、財源構成の中で国・県の負担が少ないのでないかというご質問ございます。議員ご指摘のように、この点につきましては、高齢者医療制度改革会議の最終取りまとめの中でも触れられ、公費負担割合について、実質47パーセントから50パーセントに引き上げる、定例的に医療費の動向や社会情勢等を踏まえながら、公費のあり方等を検討する仕組みとし、それを法律に明記するとされておりましたが、現在のところ、国の動向は不透明な状況となっており、今後の動向を見据えながら対応して参りたいと考えております。

2問目、健康診査の状況についてでございます。健康診査につきましては、構成市町村と協議の中で、広域連合で実施することとなった経緯がございます。広域連合といたしましては、健康増進を進めていくことが医療費の抑制にも繋がると考え、構成市町村と連携をとりながら、また国や県の支援を求めながら推進して参りたいと考えております。

3問目、高額介護合算療養費の口座振替が出来ないものかとのご質問でございます。

高額療養費につきましては、原則初回のみの申請で、それ以降は口座振替による支給を行っておりますが、高額介護合算の場合、8月から翌年7月までの1年間の診療分を対象とし、介護保険分については、広域連合でその情報を保有していないため、情報保護の観点から、毎回申請していただき、情報提供を受けるという形をとらなければなりません。この点があるということで、ご理解をいただきたいと思います。

4問目、保険料の滞納についてのご質問でございます。保険料の滞納者数は1,453人で、そのうち平成24年6月1日現在、1年以上滞納している方は1,006人となっております。短期被保険者証交付者数につきましては、7月1日現在553人となっており、被保険者証が各市町村の窓口に留め置かれたり、被保険者の手元に渡っていないというようなことは、報告を受けておりません。

5問目、低所得者の一部負担金減免の設けてはどうかというご質問でございます。

一部負担金の減免につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項に基づいて、和歌山県後期高齢者医療一部負担金の減免及び徴収猶予並びに徴収にかかる処分に関する取扱要綱で運用しております。特別な事情により、一定以下の所得となった方につきましては減免対象としておりますが、低所得だけでは減免対象とはしておりません。この場合には、必要に応じて県下市町村生活保護主管課と連携をとりながら対応するということで対応しております。以上でございます。

○議長 再質疑はございませんか。

○増谷議員 議長。

○議長 17番、増谷憲君。

○増谷議員 再度ですね、財源構成だけについて求めておきたいんですけども、やはりこの公費負担割合が減ってきてるので、この中で現役並み所得のある方については、公費負担がないんですよね。だから点をやはり是正するよう、上級機関に求めていただきたいということを求めて、もう答弁結構ですがよろしくお願ひします。

○議長 答弁はよろしいですね。

○増谷議員 はい、結構です。

○議長 他に質問ございませんか。

[「なし」という人あり]

○議長 以上で、通告による質疑は終わりました。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」という人あり]

○議長 討論なしと認めます。

これより、認定第2号を採決します。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 ありがとうございます。

起立多数より、認定第2号は、原案のとおり認定することに決しました。

○議長 次に、日程第6、議案第9号「和歌山県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」を議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

○議長 広域連合長 中芝正幸君。

[広域連合長 中芝正幸君 登壇]

○連合長 それでは、上程されました諸議案のうち、議案第9号につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第9号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定」については、長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲を定め、契約事務の効率化を図るものでございます。

詳細につきましては事務局長から説明させますので、議員の皆様におかれましては、慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 次に、補足説明を許可します。

○議長 事務局長 小川隆生君。

[事務局長 小川隆生君 登壇]

○事務局長 議案第9号について、御説明申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

議案第9号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」でございます。

長期継続契約ができる対象範囲を定め、5年を超えない範囲で長期継続契約を締結することにより、その契約事務が明確となり、効率的な事務執行が図られるため、定めるものでございます。以上でございます。

○議長 以上で、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」という人あり]

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」という人あり]

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより、議案第9号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 ありがとうございます。

起立全員によりまして、議案第9号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長 次に、日程第7、議案第10号「平成24年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第8、議案第11号「平成24年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」の2件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

○議長 広域連合長 中芝正幸君。

[広域連合長 中芝正幸君 登壇]

○連合長 それでは、上程されました諸議案のうち、補正予算関係につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第10号、議案第11号につきましては、平成24年度補正予算関係でございます。

一般会計におきまして364万4千円、特別会計におきまして1億7,767万9千円をそれぞれ増額しております。

一般会計におきましては、歳出において、療養費適正化に向けての人事費等の補正を行うとともに、所要の財源の補正を行うものでございます。

また、特別会計におきましては、平成23年度に支払基金から交付を受けた交付金の精算に伴う返還金のほか、療養費の適正化などの経費を補正するとともに、所要の財源の補正を行うものでございます。

以上、提案いたしました議案につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきまして事務局長から説明させますので、議員の皆様におかれましては、慎重御審議の上、御賛

同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 次に、補足説明を許可します。

○議長 事務局長 小川隆生君。

〔事務局長 小川隆生君 登壇〕

○事務局長 それでは、議案第10号、議案第11号を一括して御説明申し上げます。

議案書の5ページをお開き願います。

議案第10号「平成24年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ364万4千円を増額補正するものでございます。

8・9ページをお開き願います。

まず、歳出におきまして、療養費の適正化を図るため、療養費支給申請書を審査する嘱託職員1名増の経費、職員の時間外勤務手当、告訴のための着手金等を補正してございます。

歳入につきましては、繰越金、雑入で同額を補正してございます。

次に、10ページをお願いいたします。

議案第11号「平成24年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ1億7,767万9千円を増額補正するものでございます。

14ページをお願いします。

歳出におきまして、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費1億6,867万9千円の増額は、平成23年度の保険給付費の財源として支払基金から交付を受けた交付金の精算に伴う返還金のほか、療養費の適正化経費、電算処理システム機器撤去費、県下市町村と結ぶ総合行政ネットワークへの通信回線切替経費、後発医薬品差額通知経費によるものでございます。

第2款保険給付費、第4項その他医療費、第1目その他医療費900万円の増額は、昨年の東日本大震災、台風12号の被災者への一部負担金減免によるものでございます。

13ページにお戻り願います。

歳入につきましては、歳出の財源として繰越金と、後発医薬品差額通知経費の2分の1を国が補助する保険者機能強化事業費補助金で補正してございます。

以上でございます。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

この際、ただいま議題となっている2件のうち、まず、日程第7、議案第10号「平

成24年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」の質疑・討論・採決を行います。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」という人あり]

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」という人あり]

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより、議案第10号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 ありがとうございます。起立全員によりまして、議案第10号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長 次に、日程第8、議案第11号「平成24年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」の質疑・討論・採決を行います。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」という人あり]

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」という人あり]

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより、議案第11号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 ありがとうございます。起立全員によりまして、議案第11号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長 次に、日程第9、議案第12号「和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めるについて」を議題とします。

○議長 当局から提案理由の説明を求めます。

○議長 広域連合長 中芝正幸君。

[広域連合長 中芝正幸君 登壇]

○連合長 ただいま上程されました議案第12号は、本年6月29日をもって、井畠文男氏が和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員を退任されたことに伴い、公平委員会委員として、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し見識を有する者のうちから、宇恵元昭氏を後任として選任いたしましたく、議会の同意をお願いするものでございます。

住所、生年月日でございますが、和歌山市和歌浦中三丁目5-49、昭和26年11月29日生まれ、60歳、和歌山県市長会、町村会事務局長でございます。

何卒、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」という人あり]

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより、議案第12号を採決します。

本件は、原案のとおりに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 起立全員よりまして、議案第12号は、原案のとおり同意することに決しました。

○議長 お諮りいたします。

ただいま本会議において議決された各案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

[「なし」という人あり]

○議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

○議長 以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会に提出されました諸案件について、議員各位の終始真剣なご審議により、全て議了し、無事閉会の運びとなりました。議員各位に衷心より敬意を表しますとともに、ご協力に深く感謝申し上げます。

暑さ厳しい折、議員並びに当局の皆様におかれましては、ご自愛いただき、ご健勝で、

広域連合発展のため、ご精進くださらんことを御願い申し上げまして、簡単措辞ではございますが、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長 広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○議長 広域連合長 中芝正幸君。

[広域連合長 中芝正幸君 登壇]

○連合長 定例会閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位におかれましては、慎重かつ熱心に御審議をいただき、提出いたしました諸議案につきましては、いずれもご賛同をいただきましたことを厚くお礼を申し上げます。

今後とも、構成市町村と連携を取りながら、現在、課題となっています医療費の適正化、保健事業の充実強化についても積極的に取り組んでまいります。

現在のところ、後期高齢者医療制度の今後については、不透明な状況でございますが、国の動向を見据えながら、構成市町村との連携強化を図るなかで、どのような制度へ移行が進められようと、被保険者の皆様にとって、公平で、かつ分かりやすい制度になるよう、努めてまいる所存でございます。

議員の皆様におかれましては、今後とも、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長 これをもちまして、平成24年7月27日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後2時16分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

議長 佐井昭子

前議長 平井俊哉

前副議長 森本隆夫

署名議員 所順子

署名議員 南勝弥